

平成26年1月27日
水管理・国土保全局河川環境課

高梁川水系小田川付替事業に係る 環境影響評価書に対する 国土交通大臣意見の提出について

国土交通省は、高梁川水系小田川付替事業に係る環境影響評価書について、環境影響評価法第24条の規定に基づき、事業者である中国地方整備局に対して別紙に示した国土交通大臣意見を提出しました。

※環境影響評価法第24条には、『「当該事業の実施に関する事務を所掌する主務の大臣」は事業者から評価書の送付を受けたときは、必要に応じ政令で定める期間内に、事業者に対し評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、環境大臣の意見があるときはこれを勘案しなければならない』旨、規定されています。

なお、「主務の大臣」は国土交通大臣であり、「事業者」は中国地方整備局長です。また、「政令で定める期間内」は平成26年1月25日までとなっています。

問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

企画専門官 森久保 司(内線35-442)

河川環境保全係長 櫻野 誠 (内線35-444)

代 表 03-5253-8111

直 通 03-5253-8447

FAX 03-5253-1603